

（別紙）第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の平成28年度事跡及び平成29年度計画にかかる意見

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 （実施内容）	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
1	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進	① 組織の最適化と働きやすい職場環境づくり	行政需要等に応じた組織・機構の構築	秘書企画課	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行う。 また、必要に応じて組織や機構の枠を超えたプロジェクトチームなどを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組む。	職員の適性や能力等を反映した職員配置と柔軟な組織体制を構築することにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができるとともに、市民サービスの向上が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	・平成27年度に実施した組織・機構改革について、職員に対してアンケートを実施し、検証を行う。	・現在の組織・機構を検証することを目的として、各所属長に対しアンケートを実施した。 ・企業立地を推進するため、平成29年4月1日から建設部内に企業立地推進室を設置することとした。	・アンケートを実施し、各課の現在と中長期の課題や今後の対応策について、把握することができた。	・アンケート結果を検証し、組織・機構の見直しに役立てる。 ・市長マニフェスト等を実現するため、プロジェクトを設置して取り組む。また、進捗状況等の公表は、適切な方法・時期に行う。	
			年次有給休暇等の取得促進	秘書企画課	年次有給休暇等の取得について、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した市特定事業主行動計画に規定する取組（年次有給休暇の取得促進・連続休暇等の取得促進・子どもの看護のための特別休暇の取得促進等）を推進する。	職務に専念しながら、職員が安心して結婚、出産、子育て、介護ができる「働きやすい職場環境」づくりが図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	・計画に規定する年次有給休暇の職員の1人当たりの平均取得日数「10日以上」を達成できるよう、また、計画に規定するその他の取組（連続休暇等の取得促進・子どもの看護のための特別休暇の取得促進等）を推進する。	・平成25年度職員提案制度で特に優秀な提案と表彰された「記念日休暇」の取組を実施した。 ・年次有給休暇を夏季厚生休暇や休日、祝日と合わせた連続休暇としての取得促進を図った。 ※平成28年度職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数：8.47日（対前年度比：0.12日増）	・記念日休暇や連続休暇等の取得促進を周知し、年次有給休暇等の取得の促進に努めた結果、職員1人当たりの平均取得日数を増やすことができた。	・引き続き、記念日休暇や連続休暇等の取得促進を推進する。職員向けにワークライフバランスの必要性や休暇制度について、分かりやすい資料を作成し周知する。	
			時間外勤務の縮減	秘書企画課	ノー残業デー及び育児の日の推進、管理職員の業務マネジメントの推進、時間管理の手法などを取得する研修を実施する。また所属ごとにミーティングや朝礼を実施し、業務の確認・調整を行い、業務効率をあげるためのスケジュール管理に取り組む。	時間外勤務手当の縮減、職員の健康保持及び仕事と家庭との調和が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	・平成27年度実績（106時間／職員1人当たり）を上限とする目標を掲げ、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した市特定事業主行動計画に規定する取組（一斉定時退庁日の徹底や時間外勤務の縮減のための意識啓発等）を推進する。	・時間外勤務の削減のため、従来から実施している毎週水曜日の「ノー残業デー」や毎月19日の「育児の日」の取組に加え、愛知県が実施している「あいちワークライフ・バランス推進運動2016」に賛同し、「愛知県内一斉ノー残業デー（11月16日）」における定時退庁を促した。 ・時間管理を行いながら、業務における課題・改善点に気づき、問題点を解決する能力を養うことを目的に、主事級及び主任級の職員を対象に「タイムマネジメント研修」を実施した。 ※平成28年度職員1人当たりの時間外勤務時間数：104時間（対前年度比2時間減）	・ノー残業デーなど、時間外勤務の縮減につながる取組により、時間外勤務の縮減に努めた結果、職員1人当たりの時間外勤務時間数を縮減することができた。	・引き続き、毎週水曜日の「ノー残業デー」や毎月19日の「育児の日」等を推進する。 ・ワークライフバランスの必要性について、職員に周知する。 ・「タイムマネジメント研修」の受講対象を主事級から統括主査までとし、より幅広い職員が受講できるようにする。 ・管理職職員が、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう、業務配分に努めるよう、再度徹底する。	・特定の職場、人物に時間外勤務が偏るようであれば、その部分を重点的に改善する手法を検討した方が良い。 ・管理職の役割、組織編制、人員配置も含めて働き方改革を行う必要がある。 ・この行動計画の項目について、数値目標の設定を検討してほしい。
2																
3																

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
4	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進	(2) 人材育成の推進	人材育成基本方針の推進	秘書企画課	市人材育成基本方針に基づき、日々の仕事を通じて職員を育てる職場環境の構築、職員の能力や資質を伸ばす職員研修の実施、職員の意欲を高め、身に付けた知識や能力を生かす人事管理に取り組む。	やりがいを持って職務に取り組むことにより、職員の成長や組織の総合力の向上が見込まれる。	実施	実施	実施	実施	実施	・職員一人ひとりの意識改革やスキルアップのために、市人材育成基本方針に基づき、平成28年度研修計画、職員提案制度、業務改善運動などに取り組む。	・人材育成基本方針に基づき、平成28年度職員研修計画を作成し、市独自研修(970人)の実施、及び研修機関が実施する研修(172人)に職員を派遣し、延べ1,142人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により研修効果を測定した。 ・職員提案制度は、64件の提案があった。 ・業務改善運動は、33チームが取組を実施し、発表会には市議会議員や区長への参加を呼びかけ117人の来場者であった。	・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、91%の受講者から「大変有意義であった。有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度や業務改善運動の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。	・人材育成基本方針に掲げている取組について推進していく。 ・研修受講直後に受講報告書、研修受講後数か月後にフォローアップアンケートを実施しているが、平成29年度より研修受講数年後の測定についても加え、研修の効果測定方法を充実させる。 ・平成29年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革、スキルアップに取り組む。 ・業務改善運動を中止し、市長マニフェスト等推進プロジェクトに若手職員を公募により参加させ、活動を通して達成感や課題解決能力の向上を図る。	・平成29年度の計画中の「業務改善運動を中止し」という表現は、市として業務改善に取り組む事を中止するような誤解を与えかねない。実際の取組に合った表現に改めるべきである。
					救急救命士の新規養成、処置拡大等研修受講、指導者の養成に取り組む。 ※救急救命士の認定資格包括下除細動、気管挿管、薬剤投与、処置拡大(心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与)、薬剤投与指導者、指導救命士 他	救急業務の高度化に対応する専門性の高い職員を育成し、それに続く後進の目標となる等の波及効果を創出することにより、救命率向上にもつながる。 目標:運用救急救命士数(処置拡大等延べ認定数)。	9人 (27件)	9人 (29件)	10人 (33件)	11人 (36件)	12人 (39件)	・救急救命士養成研修、救急救命士就業前研修、愛知県救急隊心肺蘇生法プロトコル運用教育、薬剤投与プロトコル運用講習、処置範囲拡大プロトコル運用試験、薬剤投与指導者試験、指導救命士養成研修の受講及び受験をさせる。	・救急救命士養成研修(1人)、救急救命士就業前研修(2人)、愛知県救急隊心肺蘇生法プロトコル運用教育(2人)、薬剤投与プロトコル運用試験(1人)について受講及び受験をさせた。	・救急救命士2人の運用を開始し、運用救急救命士は9人となった。さらに1人の救急救命士を養成した。各種プロトコル運用講習等の受講により、処置拡大等延べ認定数は27件となった。 ・救急業務の高度化に対応する運用救急救命士数、処置拡大等認定数が増加した。	・救急救命士の養成や処置拡大等の認定が受けられるよう努める。	・時間外勤務の状況、救急出動件数の増加などを踏まえると、消防職員、そのうちの救急救命士の人数を増やす必要性を感じる。特に救急救命士については、3台ある救急車に確実に救急救命士を乗車できるようにすべきであるので、育成を急いでほしい。

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
6	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進	③ 職員数の適正化	職員数の最適化	秘書企画課	再任用職員・嘱託職員・パート職員の任用・雇用及び高度な専門知識を持った人材の育成・採用をするとともに、職員の適性や能力等を反映した職員配置、市民ニーズや業務量に見合った職員数の管理に努める。	最適な職員配置や職員数の管理を行うことにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・所属長からの職員配置要望書の提出により、ヒアリングを実施し、各課の業務量にあった最適な職員数を算定する。	・平成28年4月1日現在の職員数は362人であったが、平成28年10月1日に2人の職員を採用した。 ・平成28年5月に平成29年4月の各課の職員数(正規職員、嘱託職員など)について、所属長の要望に基づきヒアリングを実施し、平成29年4月1日の職員数を368人とし、採用試験を実施した。内定後の急な退職等から平成29年4月1日は363人となった。 ・6人の定年退職者のうち、新たに2人(事務職1人、児童厚生員1人)を、継続任用で12人の合計14人を平成29年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・平成29年度のパート職員の雇用と効果的な配置を行うため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。 ・自己申告制度について、職務に対する適性、職場環境に対する意見、提案、異動希望等を申告する制度とし、全ての正規職員から自己申告書の提出を受けた。	・平成28年4月1日、10月1日に職員を採用し、適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ・パート職員については、所属長等とのヒアリングにより、雇用の必要性や勤務形態を決定することができた。 ・自己申告書を全ての正規職員から提出してもらったことにより、職員の適性や能力等を反映した配置を行うことができた。	・所属長から平成30年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保する。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。	
	(2) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化			安定的な後期高齢者医療制度の運営と負担の公平性を確保するため、効果的な収納対策に取り組む。 新たな滞納者の発生を防ぐため、高齢者に配慮した通知をするとともに電話や訪問により納付を促す。また、納付忘れを防ぐため、口座振替を勧奨する。	分かりやすく伝えることにより納付に繋げ、収納率の向上を図る。また口座振替を勧奨することにより、納め忘れや初期未納を防ぎ、新たな滞納者の発生を抑制する。 収納率目標(現年度分) 32年度 99.68 %、99.19 % (うち普通徴収分) ※27年度 99.58% (県内平均: 99.56%)、 99.09%(うち普通徴収分) (県内平均: 99.09%)	99.60 % (現年度分) 99.11 % (うち普通徴収分)	99.62 % (現年度分) 99.13 % (うち普通徴収分)	99.64 % (現年度分) 99.15 % (うち普通徴収分)	99.66 % (現年度分) 99.17 % (うち普通徴収分)	99.68 % (現年度分) 99.19 % (うち普通徴収分)	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期未納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・年に2回(5月・12月)、徴収強化月間を設け、電話催告や臨戸訪問による徴収業務に取り組む。	・初期未納者に対し、督促状発送時に電話催告を実施した。 ・75歳年齢到達の制度加入に伴う保険証発送時に口座振替依頼書を同封し、口座振替を勧奨した。 ・4月から導入した口座振替受付サービスの周知をするとともに、口座振替の勧奨に努めた。 ・5月と12月に、催告書発送者を対象に戸別訪問、電話催告を実施し、徴収業務に取り組んだ。	・初期未納者への早期対応により、新たな滞納者の発生を抑制できた。 ・収納率 現年度分 99.59%(目標率99.60%に対し0.01ポイント減) 普通徴収分 99.13%(目標率99.11%に対し0.02ポイント増) ・平成28年度の口座振替登録417件のうち、52件が口座振替受付サービスの利用により、登録手続の簡素化が図られた。	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期未納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月と12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。	

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
8	(2) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	市税の収納率の向上	税務課	安定的な税収を確保するために、現年の普通徴収課税分は、口座振替納付を推進する。 滞納者には財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付がない場合は、早期の滞納処分を実施するとともに、動産等を差押えた場合はインターネット公売を利用して効率的な換価を実施する。	歳入確保への取組を実施しながら、県内の平均収納率を目標に収納率の向上を図る。 収納率目標 32年度 市税99.30% 滞納繰越分24.50% 国保92.00% 滞納繰越分23.50% ※27年度 市税99.07% 滞納繰越分23.97% 国保90.97% 滞納繰越分23.42% 27年度(県内平均) 市税99.35% 滞納繰越分28.12% 国保93.66% 滞納繰越分21.40%	(市税) 現年 99.10% 滞繰 24.00% (国保) 現年 91.00% 滞繰 23.44%	(市税) 現年 99.15% 滞繰 24.15% (国保) 現年 91.25% 滞繰 23.46%	(市税) 現年 99.20% 滞繰 24.30% (国保) 現年 91.50% 滞繰 23.48%	(市税) 現年 99.25% 滞繰 24.40% (国保) 現年 91.75% 滞繰 23.49%	(市税) 現年 99.30% 滞繰 24.50% (国保) 現年 92.00% 滞繰 23.50%	・口座振替受付サービスの市税への拡大について、広報で周知するとともに、窓口において口座振替納付を勧奨する。 ・国民健康保険税の口座振替の原則化を行い、新規加入者等を対象に窓口において口座振替納付を勧奨する。 ・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、行政区別に担当者を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行する。	・平成28年4月から市税等にページーによる口座振替受付サービスの拡充し、550件の利用があった。また、サービスの利用促進のため、平成29年度の納税通知書の封筒にイラストを掲載すべく準備を行った。 ・平成28年12月より国民健康保険税の口座振替を原則化した。 ・滞納者に対しては、担当地区を設け徹底した財産調査を行い、413件の差押えを実施した。 ・滞納者の自宅等の搜索を4回実施し、差押えた軽自動車等をインターネット公売により換価を行い、約38万円を滞納税へ充てた。	平成28年度の収納率【市税】 ・現年分 99.21% (目標率99.10%に対し0.11ポイント増) ・滞納繰越分 23.88% (目標率24.00%に対し、0.12ポイント減) 【国民健康保険税】 ・現年分 91.58% (目標率91.00%に対し0.58ポイント増) ・滞納繰越分24.65% (目標率23.44%に対し、1.21ポイント増)	・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用をイラストに掲載した納税通知書を活用し、利用を勧奨する。 ・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、行政区別に担当者を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行し、インターネット公売等により効果的な換価を行う。 ・現年度の高額滞納者に対し、財産調査を実施し、現年度の差押えを執行するなど現年度対策を実施する。	
			介護保険料の収納率の向上	長寿介護課	安定的な介護保険事業の運営と保険制度としての負担と給付の公平性を確保するため、介護保険料の滞納者に対し、督促状の送付や電話催告により納付を求める。また、臨戸訪問による徴収を実施する。 口座振替による納付を促し、新規滞納の抑制を図る。 滞納により、介護サービス利用時に制限が生じる旨の説明を行い、納付に理解を求める。	現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。 収納率目標(現年度分) 32年度 99.20%、91.00%(うち普通徴収分) ※27年度 98.95%、過去5年間の平均:99.02%、88.69%(うち普通徴収分) 過去5年間の平均:90.27% 26年度(県内平均) 99.08%、(うち普通徴収分) 90.26%	99.00%(現年度分) 89.00%(うち普通徴収分)	99.05%(現年度分) 89.50%(うち普通徴収分)	99.10%(現年度分) 90.00%(うち普通徴収分)	99.15%(現年度分) 90.50%(うち普通徴収分)	99.20%(現年度分) 91.00%(うち普通徴収分)	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。	・4月と10月の各2週間、一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。 ・このうち、4月と10月には長寿介護課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。滞納が続く場合による給付制限の説明をした。 ・4月の実績:訪問97件、面談42件、納付9件。 ・10月の実績:訪問120件、面談36件、納付8件 ・分納誓約を求めるケースはなかった。 ・平成28年度の滞納による給付制限実施対象者は2人。	・収納率 現年度分 99.00%(目標率99.00%と同率) 普通徴収分 89.02% (目標率89.00%に対し0.02ポイント増) ・4月の一斉徴収期間中に82,900円、10月の同期間に96,200円を徴収したのを始め、滞納拡大の防止につながった。	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。	
			給食費の収納率の向上	学校教育課	学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。	県内の平均収納率は99.67%であり、前回の行政経営プラン行動計画の目標を達成しているため、27年度の収納率を維持することを目標とする。 収納率目標(現年度分) 28年度～32年度までの各年度 99.93% ※27年度 99.93%、過去5年間の平均は99.81%	99.93%	99.93%	99.93%	99.93%	99.93%	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業前に未納がある保護者に在籍中に納付を促す。 ・平成27年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。 ・児童手当による納付の申出書依頼を実施する。	・卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。 ・平成27年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼や市内や近隣市の未納者宅の訪問を行った。 ・児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費11件を徴収した。	・収納率 現年度分 99.95% (目標率99.93%に対し0.02ポイント増)	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業前に未納がある保護者に在籍中に納付を促す。 ・平成28年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。 ・児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。	
10																

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
						28	29	30	31	32					
② 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	保育料の収納率の向上	子育て支援課	園児在園中に保育料が納付されるよう、子育て支援課と保育園が連携して滞納状況の説明など督促を実施する。 滞納者の世帯状況等を把握し支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。	早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。 収納率目標(現年度分) 28年度～32年度までの各年度 99.96% ※27年度 99.78%	99.96%	99.96%	99.96%	99.96%	99.96%	・園児の在籍中に保育料が納付されるよう引き続き保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を送付した。 ・各保育園長から随時に保護者に対して納付の勧奨に努めた。 ・5月と12月に戸別訪問を実施した。 ・戸別訪問実績 5月 訪問9件 納付1件1,000円 約束3件 後日納付2件 14,100円 12月 訪問9件 納付0件 約束3件	・収納率 現年度分 99.81%(目標率99.96%に対し0.15ポイント減)	・園児の在籍中に保育料が納付されるよう引き続き保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	
		放課後児童健全育成手数料の収納率の向上	子育て支援課	子育て支援課と放課後児童クラブが連携し収納率100%を維持する。また、滞納者については、世帯状況等を把握しながら支払能力に応じ分納誓約書の提出を求める。	早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。 収納率目標(現年度分) 28年度～32年度までの各年度 100.0% ※27年度 100.0%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・毎月の納付期限後に督促状や未納通知書を送付した。 ・各児童館職員から保護者に対して納付の勧奨に努めた。	・収納率 現年度分 100.00%(目標率100.00%を達成した) ※過年度分の滞納なし。	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	
		使用料、手数料等の適正化	行政課	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応能割と応益割の考え方により、使用料、手数料等の適正化を図る。平成31年10月からの消費税増税の転嫁を含め、見直しを行っていく。	受益者負担の適正化が図られる。	検討	検討	検討	実施	実施	・岩倉市使用料等の見直し指針案、料金改定案を策定する。	・平成28年5月に第2回使用料等適正化検討部会を開催し、趣旨、策定スケジュール、検討方法、指針案、料金算定の方法等を説明し、関係課に見直し指針案への意見聴取、改定の要否に係る調査を依頼した。消費税増税が延期されたことで見直しを見送ることとなったが、現時点における見直し指針案、料金改定案を策定した。	・消費税増税は延期されたが、見直し指針案及び料金改定案を次回見直しのための参考資料とした。	・平成28年度決算の最新数値等を反映したコスト計算を実施し、その結果及び社会情勢等を勘案したうえで、改めて見直し指針案、料金改定案を策定する。	
	クレジットカード収納の実施	税務課	市税の新たな納付方法として、自宅でも納付できるクレジットカード収納を導入し、納税者の利便性の向上を図る。	クレジットカード収納は、納税通知書があればパソコンや携帯端末(スマートフォンを含む。)などインターネットで手続きができるため、場所を問わず納付できるメリットがある。カード利用時にはポイントがたまり、また、手元に現金がなくても納付が可能であることと、支払いをリボ払いにすれば自分で分割納付を設定することができるなど納税者の利便性が向上する。	検討	検討	検討	実施	実施	・近隣市町の導入事例を把握するとともに、クレジットカード収納の実施に向けて、収納代行事業者等と導入費用の算出を行う。	・クレジットカード収納代行事業者と、現在利用している収納管理システム事業者及び市の3者で、導入に向けたシステム改修の内容や仕様の確認を行った。 ・県内の近隣市、春日井市や長久手市の導入実績や利用状況の調査を行った。	・収納代行事業者が提供するクレジットカード収納の特長を比較するとともに、初期費用額及びランニングコストの把握ができた。	・実施計画に計上し、導入に向けた予算化の検討を行う。		
	② 積極的な財源確保	ふるさといわくら応援寄附金の積極的な推進	秘書企画課	ふるさといわくら応援寄附金制度本来の趣旨を理解した上で、地元の特産品等や岩倉市を全国にPRする絶好の機会と捉え、お礼の品を幅広く発掘するとともに、岩倉市のふるさといわくら応援寄附金制度、お礼の品を積極的にPRし、寄附金を確保する。	幅広いお礼の品の発掘、積極的なPRにより、全国に岩倉市及び特産品をPRすることができ、地域産業の振興につながる。また、多くの岩倉市への応援の気持ちと寄附金を確保することができる。 目標額： 28年度～32年度までの各年度 13,795千円 (積算根拠) 27年度寄附金額(歳入)－27年度寄附金謝礼等支出額(歳出)	13,795千円	13,795千円	13,795千円	13,795千円	13,795千円	・お礼の品を追加するとともに、新たなWEBサイトに参加し、PR及び寄附機会の拡大に努める。 ・そのほか、要綱を改正し、寄附金の活用についてイメージしやすい具体的な事業をプロジェクトとして追加するなど様々な見直しを行い、目標額を達成する。	・お礼の品を随時追加し、平成28年度当初20種類だったものを44種類とした。また、新たなWEBサイトとして「楽天ふるさと納税」等の利用を始め寄附機会の拡大に努めた。 また、要綱を改正し、寄附金の使途として岩倉市の観光資源である桜の維持管理と山車の保全プロジェクトを追加することで、より具体的な事業に指定できる制度とした。	・お礼の品の追加とWEBサイトへの参加の効果もあり、目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：13,795千円 実績： 36,799,576円(歳入)－12,530,933円(歳出)＝24,268,643円	・引き続き、お礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、寄附金を確保する。	・市民が他自治体に寄附したことによる市税控除額も実績等に記載してほしい。

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
						28	29	30	31	32					
② 持続可能な財政基盤の確立	② 積極的な財源確保	土地開発基金保有土地の適正化	行政課	土地開発基金保有土地について、その性質ごとに区分し、区分ごとの取扱いの方針を定めることで、適正な管理を図る。	土地開発基金保有土地は、現に公共用に供しているもの、将来的に利用予定があるもの、事業用に供した残地など性質が異なっている。性質ごとに取扱いの方針を定めることで、処分又は適正な管理を図ることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	・土地開発基金で保有している土地について、性質ごとに区分するとともに、適正化方針案を作成する。	・土地開発基金で保有している土地について、性質ごとに区分した適正化方針案を課内で検討し、素案をまとめた。 ・土地開発基金で保有していた野寄スポーツ広場内の土地を一般会計により買い戻しを行った。	・土地開発基金で保有している土地について、処分又は適正な管理を図るための課内における検討を完了した。 ・一般会計の買取を行ったことにより、土地開発基金の適正化を図ることができた。	・土地開発基金で保有している土地の適正化方針を策定する。	
		公共施設の活用による財源確保	行政課	これまで実施している広告付き電子掲示板や広告付き案内地図の設置、自動販売機の入札のほか、公共施設の空きスペースを活用した財源確保策を検討する。	公共施設の空きスペースを効率的に活用することで、新たな財源の確保につながる。	研究	研究	実施	実施	実施	・公共施設の活用による財源確保策について、他自治体の事例を収集・研究する。	・公共施設の活用について、職員で構成する政策創造研究プロジェクトにおいてネーミングライツについての導入について検討し、とりまとめた。	・ネーミングライツの導入についての可能性及び課題を整理することができた。	・公共施設の活用について、引き続き研究を進める。	
	新たな企業誘致による市税収入の増	企業立地推進室	安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、工場等新設奨励金又は増設奨励金を積極的に周知するとともに、雇用促進奨励金について「企業立地の促進等に関する条例」に追加制定する。	将来的に、企業の新設又は増設や雇用促進による税収増が見込める。 目標件数:28年度～32年度までの各年度 1件	1件	1件	1件	1件	1件	・工場等新設奨励金又は増設奨励金を市の広報やホームページで周知するほか、雇用促進奨励金について、「企業立地の促進等に関する条例」に追加する。	・工場等新設奨励金の活用が1件あった。 ・12月議会において、「企業立地の促進等に関する条例」を改正し、雇用促進奨励金を追加した。 ・市内の事業所へ訪問したほかホームページやチラシで周知を図った。	・工場等新設奨励金の活用がなされたことで、将来的な税収増につながった。	・改正した「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報やホームページで周知を図る。また、開発相談や建築相談の部署と連携し情報収集に努め、相談事業者に対して条例の周知を図っていく。		
					③ 歳出の効率化		将来にも責任ある計画的な予算編成	行政課	各課からの予算要求については、施策評価等の結果が反映されているかを確認するとともに、市民意向と費用対効果を検討する。また、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うことで、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成する。	適正かつ厳格な予算執行が期待できる。	検討	実施	実施	実施	実施
支給物品等の消耗品購入費の削減	会計課	所属別の要求数と費用をとりまとめて通知するなど、会計課から職員がコスト意識を高めるよう情報発信を行い、支給物品等の消耗品購入費の削減を図る。	支給物品等の消耗品は、全職員が使用するものであるため、全体の中で各所属が使用している件数と費用を庁内に周知して全職員のコスト意識を高めることにより、消耗品購入費が削減できる。特に内部会議資料のコピーで、再利用(裏面利用)を行うことは、資源保護にもつながる。	実施			実施	実施	実施	実施	・庁内に向けて「会計だより」を発行し、再生紙の削減に関することや、支給物品の所属別要求数の集計結果等を、職員に周知する。	・「会計だより」を5号発行した事によって、再生紙の削減等について職員に周知した。 ・支給物品の要求数が多いと思われるときは担当課の職員に必要性を確認した。	・平成27年度の支給物品の要求実績は、655,488円と、平成28年度要求実績は、679,006円と、23,518円増加した。	・職員のコスト意識喚起を継続する。 ・再生紙の削減に関することや、支給物品の所属別要求数の集計結果等を、「会計だより」などで職員に周知する。	
経常経費の削減	—		予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。	実施	実施	実施	実施	実施		・平成28年度予算編成方針等に係る削減事務事業の見直し :474万5千円 経常経費の削減 :787万1千円				

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
22	(2) 持続可能な財政基盤の確立	(4) 財政情報の公表と財政健全化への取組	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供	行政課	広報紙、ホームページに掲載している予算の概要、決算状況、財務書類4表、財政健全化判断比率等を図、表、用語解説等を付記し、より分かりやすいものとしていく。	財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く認識してもらうことで、市民の信頼を深められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。	実施	実施	実施	実施	実施	・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすいものに工夫する。	・財政状況の公表は、予算・決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告等について、見やすく、分かりやすい掲載に努め、新たに一般会計決算を家計簿に置き換えて報告した。	・財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く周知することができた。	・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすくを念頭に置き、工夫する。	
23			市債残高の削減	行政課	市債残高を削減していくために、毎年度の市債発行額が元金償還額を上回らないような財政運営をしていく。なお、市債（一般会計）残高の削減目標値を5年前(平成23年度)の水準に戻すために4億円とする。	市債（一般会計）残高の削減：4億円 毎年度の市債発行額が、元金償還額を上回らないようにすることで市債残高が削減し、将来の世代への負担が軽減されるとともに財政健全化へ寄与することができる。	検討	1億円削減	1億円削減	1億円削減	1億円削減	・平成29年度の予算編成において、市債発行額が、元金償還額を上回らないようにする。	・平成29年度の予算編成において、市債発行額(7億7,870万円)が、元金償還額(9億9,297万2千円)を上回らないようにした。	・平成29年度の予算編成において、市債残高を2億1,427万2千円削減し、年度目標である1億円削減を達成することができた。	・平成30年度の予算編成において、市債発行額が、元金償還額を上回らないようにする。	・公共施設の建設等に伴い起債するに当たっては、建設費用をもとに起債額を決めていると思うが、次世代の市民がその施設を使い続けるという観点で考えれば、維持管理費用も起債に含める方が適切であるという考えもあるので、研究してほしい。
24		(5) 上水道及び下水道事業の健全経営	上水道事業の健全経営	上下水道課	水道料金及び下水道使用料の徴収業務は、平成20年度から民間委託により効率化・合理化・運営体制の強化などで経営改善を図ってきた。また、生活スタイルの変化により料金支払い方法が多様化する等の利用者ニーズへの対応と、きめ細かなサービスの充実で収納率を向上させて財政基盤の強化を進める。	コンビニ収納や閉栓時の現地精算等の収納サービス向上に取り組むことで収納率の向上を図る。 収納率目標(現年度分) 32年度 98.97%(水道料金) 98.54%(下水道使用料) 前年度対比で0.04ポイントの上昇を目標とする。 ※27年度 98.77%(水道料金)、98.34%(下水道使用料)	98.81%(水道料金) 98.38%(下水道使用料)	98.85%(水道料金) 98.42%(下水道使用料)	98.89%(水道料金) 98.46%(下水道使用料)	98.93%(水道料金) 98.50%(下水道使用料)	98.97%(水道料金) 98.54%(下水道使用料)	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	・収納率向上のため委託業者との打合せを月2回実施して、業者への指導監督を行った。 ・収納率向上の取組としては、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。 ・近隣市外転出者の対応として、市外徴収を実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収も実施し、対応強化に努めた。	・収納率【水道料金】 ・現年度分 98.88%(目標率98.81%に対し0.07ポイント増) 【下水道使用料】 ・現年度分 98.51%(目標率98.38%に対し0.13ポイント増) ・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行うことができた。	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	
25			下水道事業の健全経営	上下水道課	下水道事業に地方公営企業法を適用させ、公営企業会計に移行することで経営状況を明らかにし、一層の健全化を図る。	官庁会計では、引当金や減損損失、減価償却の概念がなく使用料原価が適切に積算されないため、公営企業会計に移行することで、適正な使用料算定の根拠とすることができる。	基本計画	資産調査等	例規整備・会計システム導入等	実施	実施	・法適化の準備作業のうち、基本方針(対象事業、適用範囲、スケジュール等)の検討を行い、基本計画書を取りまとめる。	・移行時期を平成31年4月とする基本計画書を取りまとめた。	・法適化に必要な事務手続きなどを、整理し、把握することができた。	・法適化の準備作業のうち、固定資産調査・評価業務に取り掛かるとともに、会計システムの検討などを行う。	
26	(3) 質の高い行政経営の推進	(1) 市民サービスの充実	コミュニケーション支援の充実	福祉課	手話通訳・要約筆記の派遣など、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、担い手となる手話奉仕員の養成を行うとともに、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への協力を行う。 手話奉仕員になるために必要とする養成期間の短縮や手話講座内容の充実等を図るため、平成29年度から2市2町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)が共同で開催している手話奉仕員養成講座に加入する。	手話奉仕員、要約筆記従事者が市内に増えることで、聴覚・言語障害のある人の積極的な社会参加の促進や、災害時における支援につながる。 2市2町に加入することで、短期間での市内手話奉仕員の増員が見込まれることや、手話通訳者を目指す人に対し、スキルアップ講座を受講できる環境が整うため、手話通訳者の増員につながる。また、手話奉仕員養成講座の委託費用の削減を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・手話奉仕員養成講座(基礎課程)を市主催で開催する。(定員20人) ・要約筆記入門講座を社会福祉協議会の主催で開催する。(定員10人) ・29年度に向け、社会福祉協議会及びボランティア団体への説明を行うとともに、2市2町へ加入依頼を行う。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座受講者に対して、災害時の情報保障支援者として協力をお願いする。	・手話奉仕員養成講座(基礎課程)については、6人の受講があった(6人修了)。 ・要約筆記入門講座については、4人の受講があった(うち3人が修了)。 ・2市2町が共同で開催する手話奉仕員養成講座について、社会福祉協議会及び手話ボランティア団体と協議した。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座において、受講者に対し、災害時の情報保障支援者としての協力をお願いした。	・市内に手話・要約筆記の講座受講修了者が増え、受講修了者はボランティア団体にも加入しており、聴覚障害者の社会参加がしやすい環境を整えた。 ・2市2町が共同で開催する手話奉仕員養成講座へ加入依頼を行った。 ・災害時の情報保障支援者としての支援者が増えた。	・手話奉仕員養成講座を2市2町共同の開催に加入し、短期間での市内手話奉仕員の増員や、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を受講できる環境を整える。 ・市の行事に手話通訳や要約筆記を設置し聴覚・言語障害のある人の積極的な社会参加の促進につなげる。 ・視覚障害のある人の社会参加の促進を図るつどいを行う。	

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
27	③ 質の高い行政経営の推進	① 市民サービスの充実	がん検診等のセット受診の導入	健康課	一人でも多くの人のがん検診等を受診できるよう、各種検診の実施日を調整し、複数検診の同日実施を追加する。	一度に複数の検診を受診できるようにすることで、市民の利便性向上につながる。 目標 子宮頸がん検診受診率 32年度 40%(27年度実績 26.1%) ※女性特有のがんの中で、最も受診率の低い子宮頸がん検診をセット検診とすることで受診率の向上を目指すもの。	検討	検討	36%	38%	40%	・どの検診をセットにするのかを検討し、業者と調整する。	・若い女性の子宮頸がん検診の受診率向上を図るため、セットにする検診について検討した。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診(エコー)、骨粗しょう症検診をセットにして受診できるよう、委託業者と調整した。	・委託業者と調整した結果、子宮頸がん検診、乳がん検診(エコー)、骨粗しょう症検診をセットにし、平成29年度からレディースセット検診として実施できることになった。また、単独で受診するより、セットで受診した方が検診費用を50円安価にすることができた。	・『けん診ガイド』等でレディースセット検診を周知し、若い女性の受診率の向上を図る。 ・レディースセット検診の受診状況を分析し、実施内容を検討する。	・どのような施策を実施して、受診者を何人増やすという明確な目標を持つべきである。
28		② 民間活力の積極的活用	民間活力の活用を検討する仕組みの構築	秘書企画課	公共施設の整備等(運営、維持管理含む。)の方針を検討するに当たって自ら公共施設等の整備等を行う従来型の手法に優先してPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを検討する仕組みを導入するとともに、既存の民間委託等検討ガイドラインの見直しを行う。	PPP/PFI手法の優先的検討規程の策定により、岩倉市における民間活力の活用についての方針を明確にするとともに、PPP/PFI手法の優先的検討規程において簡易な検討の計算表を示すことで、庁内における導入の可能性の調査の実施に繋げることが可能となる。	検討	検討・実施	実施	実施	実施	・PPP/PFI手法の優先的検討規程の方向性を示し、民間委託等検討ガイドラインの見直し素案を作成する。	・職員で構成する民間活力等活用検討委員会を設置し、PPP/PFI手法優先的検討ガイドラインの策定及び民間委託等検討ガイドラインの見直し等について検討した。	・PPP/PFI手法優先的検討ガイドライン案を示し、民間委託等検討ガイドライン見直しの方向性について検討し、見直しの方針を決定した。	・PPP/PFI手法優先的検討ガイドラインを策定し、併せて民間委託等検討ガイドラインの見直しを行う。	
29			市民プラザ及び市民活動支援センターにおける民間活力の活用	協働推進課	市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センター運営業務について、民間活力を導入する。その業務について毎年モニタリングを実施し、結果を運営業務に反映させ、より質の高い市民サービスを行う。	民間活力を導入することで、民間の優れた創造力、技術力、知識、経験を生かした市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センターの運営により、市民との協働を中間支援組織として推進することができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・平成29年度～31年度の業務委託を公募型プロポーザル方式とし、実績、専門性、技術力、企画力等勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する。モニタリングの実施要領を定めその評価を選定に取り入れる。	・モニタリングの実施要領を定め、その結果及び書類審査、プレゼンテーション審査を経て平成29年度以降3年間の優先交渉事業者を選定した。	・モニタリングを行ったことにより、今までの事業内容及び課題等について改めて認識し委託業者と共に今後の対応等を検討、協議を行うことができた。また、課題等を踏まえ仕様書の内容の見直しを行った。	・委託業者と契約を行う際、今年度の事業計画等打合わせを綿密に行う。 ・委託業者と連携し、市民活動の支援を引き続き行う。 ・現状の課題解決に向けて方策等を検討する。	
30			民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理	行政課	民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一的な仕組みと基準等について民間活力等活用検討委員会において整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。	モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。	検討	検討	実施	実施	実施	・近隣自治体及び先進自治体におけるモニタリングの取組を収集する。	・職員で構成する民間活力等活用検討委員会を設置し、モニタリングについての考え方を検討した。	・民間活力等検討委員会により、モニタリングについての検討を進めることができ、次年度に向けた準備が整った。	・モニタリングについての市の統一的な仕組みと基準策定する。	
31			民間企業等との災害時応援協定の締結	危機管理課	岩倉市の防災対策として、民間企業等に協力依頼することが適当と思われる分野(医薬品の供給、仮設住宅、支援物資関係、福祉避難所)の項目について、災害時の協定を締結する。	大規模災害時の対応を民間企業等の力を借り円滑に行うことができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・他自治体での協定締結状況の情報収集と協定の内容の検討を行う。 【平成28年度協定締結予定】 ・災害時における地図製品等の供給等に関する協定 ・災害発生時における岩倉市と岩倉市内郵便局の協力に関する協定	・㈱ゼンリンと「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結した。 ・市内郵便局とは、平成9年9月1日付けで「災害時支援協力に関する覚書」を締結していたが、内容の見直しを行い、「災害発生時における岩倉市と岩倉市内郵便局の協力に関する協定」を締結した。 ・他自治体の福祉避難所の状況を研究した。また、指定避難所の見直しとともにどのような要配慮者を対象とした福祉避難所の整備が必要であるか検討を行った。	・災害対応に必須となる住宅地図を提供してもらうことができ、地図を複製する許諾も得ることができた。 ・郵便局との協定は、以前の覚書の内容を見直したことにより、現状の郵便局の災害時の体制に合わせた実効性のあるものにすることができた。 ・社会福祉法人いわくら福祉会に、大規模災害時に知的障害者を対象とした福祉避難所として施設を使用する協定の締結について打診を行い、協議を行ってもよいという回答を得ることができた。	・他自治体での協定締結状況の情報収集と協定の内容の検討を行う。 ・社会福祉法人いわくら福祉会と大規模災害時に福祉避難所として施設を使用する協定の締結について打診を行い、協議を行ってもよいという回答を得ることができた。	・住宅地図にあらかじめ避難所等の情報を記載しておくことができないか、また、民間事業者がインターネットを通じて提供している地図サービスを活用できないか研究してほしい。 ・他市町村で災害が発生した際は、特に近隣であれば、発生状況や対応等を調査し、同様の事態が発生したときの備えとすることが重要である。

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
						28	29	30	31	32					
③ 質の高い行政経営の推進	② 民間活力の積極的活用			幅広い年齢層に、応急手当講習会や普通救命講習会への受講を促し、受講者を増加させるとともに、市内のAEDを充実させ救急救命率の向上を図る。	心肺停止者や重篤な傷病者が発生した場合、近くにいるバイスタンダーが重要な役目を果たします。バイスタンダーとなりうる市民の救命処置を向上させることで、一人でも多くの傷病者に対しての社会復帰が可能となる。 目標：心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率（各年1～12月） 32年 65.00% ※27年心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率58.3%（36件中21件） ※バイスタンダー：偶然その場に居合わせた人 CPR：心肺蘇生法	58.50%	60.00%	61.50%	63.00%	65.00%	・市内中学生に対して普通救命講習を実施する。 ・応急手当講習会や上級及び普通救命講習会への受講者を増加させる。 ・一部の公共施設に24時間使用可能なAEDを設置する。	・岩倉中学校の2年生に対して普通救命講習を実施した。 ・応急手当講習会や上級及び普通救命講習会を68回行い、受講者を1,913人（前年比＋11）とした。 ・市内の24時間対応の全てのコンビニエンスストア（22店舗）にAEDを設置した。 ・公共施設4か所のAEDを屋外設置し、24時間使用可能とした。	・平成28年心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率は58.8%（51件中30件）であり、概の目標は達成できた。 ・市内に24時間対応可能なAEDを設置したことにより救命体制を充実させることができた。平成28年度中にAEDの利用者はなかった。	・南部中学校の2年生にも普通救命講習会を実施できるよう働きかける。 ・応急手当講習会や上級及び普通救命講習会への受講者拡大を図る。 ・公共施設に設置しているAEDのリース更新にあわせて小中学校を中心に屋外設置の拡大を検討する。	
		給食調理業務及び配送業務における民間活力の活用	学校教育課	平成28年8月から新しい学校給食センターの開所に合わせ給食調理及び配送等業務を民間に委託した。従来の学校給食センターでできなかったアレルギー対応やシェフのスペシャルメニューの提供を行う。	アレルギーで給食を食べることができなかった児童生徒に乳と卵の除去食を提供することができる。また、スペシャルメニューでは児童生徒に給食を楽しんでもらえる。 民間のノウハウを活用し、給食を提供することができる。	（業務委託）準備・実施	実施	実施	実施	実施	・平成27年度から給食調理及び配送等業務の委託に向けて準備を行い、平成28年8月から委託を開始する。平成28年度は食物アレルギー対応の委員会で基本方針を定め、平成29年度の乳と卵の除去食提供に向けて取り組む。	・平成28年8月から給食調理及び配送等業務委託を開始した。 ・「学校における食物アレルギー対応の手引」を作成し、学校生活での注意点等をまとめ、乳と卵の除去食提供の準備を開始した。	・給食調理及び配送等業務を委託し、新しい学校給食センターで調理等の業務を開始できた。 ・手引の作成により、学校における食物アレルギーの理解が進んだ。	・平成29年9月の乳と卵の除去食提供に向け、事故がないよう受渡し方法等について学校との調整を進める。 ・シェフや委託業者と連携をはかり、スペシャルメニューの給食を提供する。	
						（アレルギー対応）準備	準備・実施	実施	実施	実施					
（スペシャル給食）準備	準備・実施					実施	実施	実施							
				民間活力の導入により、その効果を十分に発揮できるような環境の整備や指定管理者との連携及び調整を行う。	より多くの利用者に親しまれ、また、新たな利用者を取り込むことができるような施設の管理及び運営が可能になる。	実施	実施	実施	実施	実施	【生涯学習センター】 ・生涯学習センターでは、生涯学習講座を企画運営し、その中でもシニア大学、子育て講座、子ども講座、出前講座、市民講師による講座（学びの郷）を平成27年度から平成31年度までにそれぞれの講座開催数を増やしていく。また、平成27年度に立ち上げた利用者会議（サークルを含むセンター利用者等）を開催し、生涯学習センターがより円滑に運営ができるように、利用者の意見を聴取する取組を行う。 【総合体育文化センター】 ・総合体育文化センターでは、指定管理者の更新に向け、現行の管理運営方法等の改善点及び近隣の状況を調査し、利用者の満足度の向上が可能な仕様書及び協定書を検討し作成する。また、指定管理者を更新することによる負荷が利用者にかからないよう、準備を進めていく。	【生涯学習センター】 ・生涯学習センターでは、平成28年度に開催した講座の総数は99講座であり、平成27年度と比較して7講座増加した。 ・利用者会議を実施したことにより、利用者間の問題意識の共有や、利用者意見を聴取することで、施設の管理運営に反映することができた。 【総合体育文化センター】 ・総合体育文化センターでは、3年間の指定管理による実績を踏まえ、近隣の状況等を参考にしながら仕様書や協定書を細部にわたって見直した。また、選定委員会におけるプロポーザルにより、指定管理者を選定し、12月議会にて指定の議決を受け、この新たな指定管理者と綿密な調整を繰り返し実施し、新体制での管理運営の開始準備を整えた。	【生涯学習センター】 ・開催する講座数を増やし、多様なジャンルの講座を受講する機会を提供した。 ・利用者会議を実施したことにより、利用者間の問題意識の共有や、利用者意見を聴取することで、施設の管理運営に反映することができた。 【総合体育文化センター】 ・指定管理者公募の際の仕様書や協定書等を細部にわたって見直しを図り、利用者の満足度の向上が可能な仕様書及び協定書を作成することができた。また、平成29年度からの指定管理者との業務引継ぎを円滑かつ確実に行うことができた。	【生涯学習センター】 ・多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。また今後も利用者会議を適宜開催し、生涯学習センター運営が円滑にできるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っていく。 【総合体育文化センター】 ・新たな指定管理者によるスポーツ教室の充実や各種イベントの充実等が掲げられた事業計画を基に、指定管理者と市が連携し、協議しながら業務を行っていく。今までよりもさらに、誰もが気軽に参加できるイベントの創出、利用しやすい施設の充実を図っていく。	

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
						28	29	30	31	32					
③ 質の高い行政経営の推進	② 民間活力の積極的活用	指定管理者監査の実施	監査委員事務局	指定管理者制度が法律、条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているか等を着眼点とし、年間1団体1施設を対象として計画的に監査を実施する。	指定管理者が持つノウハウにより多様化する市民のニーズに応えることができているか、市民サービスの向上、管理コストの節減が図られているかなどの検証をすることにより、指定管理者制度の適正な運用に資することができる。 また、監査は指定管理者に対する牽制的な効果もあり、事務の効率性・適正性の客観的な判断や不正防止を図る上で有効な手段である。	検討	実施	実施	実施	実施	・指定管理者監査の監査対象の設定方法と監査のサイクルを検討し、定期監査など他の監査との同時実施などを考慮して効率的・効果的な監査計画を策定する。 ・また、他市の状況等を参考にしながら、事前提出書類と監査調書の内容を決定し、さらに監査効率を高めるため、その事前監査の内容を踏まえた監査項目のチェックリストを作成する。	・近隣他市における指定管理者監査の実施状況について、研修会などの機会に情報収集し、それを参考にして監査対象と監査サイクルを決定した。 ・1年に1施設を対象とし、定期監査の実施年度に極力合わせて計画を策定した。 ・監査調書の様式、必要な事前提出書類を決定した。 ・事前監査、本監査のチェックリストを作成した。	・定期監査の実施時期を考慮した監査対象の選定や、事前監査、本監査のチェックリスト及び標準的な監査調書の作成により、効率的・効果的な監査を実施する準備が整った。	・教育こども未来部の定期監査に合わせて所管する1施設の指定管理者監査を実施する。 ・初めての監査なので、監査調書やチェックリストの有効性についても検証する。	
	編③ 事務事業の見直しと再	施策評価における外部評価の導入	秘書企画課	総合計画の進行管理として、各施策の着実な推進を図るため、平成23年度から実施している施策評価について、外部評価の仕組の導入を検討する。	市民にとって、わかりやすい評価の仕組が構築され、客観的評価により、適切に施策が推進される。	検討	検討	試行実施	試行実施	試行実施	・先進的な事例を調査し、効果的、効率的な外部評価の手法の導入について、検討する。	・他市町の状況を確認し、外部評価の手法、組織、導入によるスケジュールの調整、評価結果の反映などPDCAサイクルへの影響も含め、研究・検討した。	・研究・検討により、課題を明確にすることができた。	・平成30年度からの試行実施に向け、評価組織、内容、PDCAサイクルの考え方などを踏まえ、試行の実施方法について決定する。	
	④ 公共施設等の計画的な改修と有効活用		公共施設の最適な配置	都市整備課	公共施設の来るべき老朽化や人口構造、社会的ニーズの変化に対応するため、公共施設の長寿命化を図るとともに、施設の統廃合も含めた今後のあり方を検討し、最適な配置の実現に向けた事業を推進していく。	公共施設を維持管理、運営していく上で、今後、公共施設としての機能を最大限に発揮させることにより、修繕・更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図ることができる。	計画策定	計画策定	実施	実施	実施	・各施設の評価・分析を行い、施設ごとに再配置に向けた方針、計画期間の再編等の実施時期などをまとめたロードマップ、計画の象徴となるような事業の検討を行う。	・公共施設等総合管理計画の策定にあたり、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などについて、前年度に引き続き研究会を3回実施し、公共施設等総合管理計画を策定した。 ・公共施設再配置計画の策定にあたり、検討委員会の組織を立ち上げ、施設所管課長による検討部会と平行しながら検討委員会を開催した。 ・施設の利用状況や今後のあり方について、市民2,500人を対象に市民アンケートを実施した。	・公共施設等総合管理計画では、公共建築物と道路や橋りょうといったインフラ資産について、今後の管理に関する基本的な方針を策定することができた。 ・公共施設再配置計画の策定にあたり、施設所管課長による検討部会により今後の公共施設の再配置に対する認識の共有が図られた。 ・公共施設のあり方について、市民の意向が把握できた。	・公共施設再配置計画の策定に向け、市民説明会や関係団体へのヒアリング等を実施しながら広く市民の意見を聞き、実効性のある統合や複合化といった再編となるモデル事業案を策定する。

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
38	③質の高い行政経営の推進	④公共施設等の計画的な改修と有効活用	排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理	維持管理課	来たるべき老朽化による維持管理費の増大に対応するため、排水機場については新たに修繕計画を策定し、県事業及び県補助金を活用する。また、公園施設・橋梁については引き続き長寿命化計画を定期的に見直しながら推進する。	計画的な維持管理・更新を行うことでライフサイクルコストの縮減を図りつつ、各施設の安全性・信頼性を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	・排水機場については、点検を実施し、補修・補強等機能保全対策修繕計画を作成する。また、公園施設・橋梁については、既存の長寿命化計画を点検結果に基づき見直しをする。	・排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画を作成し、平成29年度に3機場の修繕を実施するため、当初予算に計上するとともに、県への補助金の交付申請を行った。公園施設については、長寿命化計画で更新予定の天神公園の四阿（あずまや）、下り松公園の水車小屋2施設に対し、基礎部分補強工事を行い延命処置を講じた。橋梁については、長寿命化計画に基づき待合橋の補修工事と9橋の法定点検を実施した。	・排水機場については、故障中の3機場の修繕を県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らせる見込みとなった。公園施設については、点検結果に基づく修繕を行い、橋梁については、長寿命化計画に基づく改修を実施したことで適正管理を図ることができた。	・排水機場・橋りょうについては、引き続き計画を適宜見直しながら、それに基づく改修・点検を実施していく。公園施設は既存長寿命化計画どおりに進めることが難しくなっているため、計画の抜本的な見直しを実施する。	
39			計画的な基幹管路の耐震化	上下水道課	水道水の安定供給のため、計画的に基幹管路の耐震化を進める。	基幹管路の耐震化工事を進めることにより、耐震化率を向上させることができる。 目標耐震化率 32年度 50.5% ※27年度基幹管路耐震化率18.8% (27年度全国平均 22.5%、27年度愛知県平均 38.5%)	27.0%	36.2%	41.0%	47.0%	50.5%	・平成27年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	・平成27年度に行った配水基幹管路布設替工事の実施設計により、基幹管路703mを耐震管で布設替えを行い、耐震化率を向上させた。	・平成28年度の耐震化率は、22.3%(目標耐震化率27.0%に対し4.7ポイント減)であった。	・平成28年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	
40			学校施設の安全性の向上と適切な維持管理	学校教育課	文科省通知「学校施設の維持管理の徹底について」を参考に学校施設の有資格者による専門的な点検及び診断を定期的の実施し、施設の損傷等を早期に発見することにより、計画的な維持管理・更新に取り組む。	施設の安全性の確保とともに、計画的な維持管理により、近い将来に見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向け、コストの縮減・平準化や施設の長寿命化を図ることができる。	検討	検討	実施	実施	実施	・他の自治体の事例等を研究する。 ・施設の劣化等により是正の必要が生じている箇所を把握する。 ・点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての仕様を検討する。	・各小中学校へ修繕調査を行い、今後、必要な修繕箇所と費用を把握した。 ・建築年度やこれまでの改修工事等を整理し、今後、必要な工事計画を作成した。 ・他市で実施されている建物診断等を参考に、本市で必要な点検仕様を検討した。	・修繕調査を行うことにより、複数同時に発注する等、効率的な発注ができた。 ・工事計画を作成することにより、国庫等財源確保のための計画の見通しが立った。	・公共施設等総合管理計画等との整合性を勘案しながら、学校施設の維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、メンテナンスサイクル(定期的な点検、診断、計画策定、対策の実施)を構築し、必要な経費について予算計上する。	
41	行(4)政情報化への共有取組と市民との	の①向情上報化による市民サービス	ホームページの活用	協働推進課	新ホームページのアンケート機能を活用し、簡易な申込みや意見投稿(市民の声やパブリックコメントなど)ができるようにし、そこから得られた意見等を随時、施策や計画策定に反映させる。	簡易な手続きがホームページからできるようになり、利便性が高まる。また、集計機能を活用することで迅速な集計、分析が可能になるとともに、市民の声を市政に反映しやすくなる。	実施	実施	実施	実施	実施	・新ホームページのリリースに合わせてアンケートフォームを設定し、意見聴取に活用する。	・4つの計画においてパブリックコメントを実施したほか、シティプロモーションでの「いわくらしやすい」投稿(44件)、市民の声(72件)、クロスワードクイズ投稿(53件)などに活用した。	・ホームページからの投稿の多くは夜間にされていることから、利用者にとってより手軽に意見を寄せることができるようになった。	・ホームページリニューアル後の事後評価のため、12月ごろにアンケートを実施する。 ・引き続きホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。	

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
						28	29	30	31	32					
(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有	① 情報化による市民サービスの向上	電子申請機会の導入	環境保全課 健康課	＜環境保全課＞ 犬の登録等業務の一部については電子申請を可能にしているが、粗大ごみ処理の申込みなどについても情報化を進め、電子申請機会の拡大に取り組む。 ＜健康課＞ がん検診の受診申込みについて電子申請が可能かどうか検討し、可能であれば導入する。	各種申込みなどの電子申請を可能にすることで、市民サービスの向上を図ることができる。	検討	検討	検討	実施	実施	・他の自治体の事例等を研究する。	【環境保全課】 ・インターネットで粗大ごみの受付を行っている自治体の事例を研究した。 【健康課】 ・インターネットでがん検診の受診申込みを行っている自治体の事例を研究した。	【環境保全課】 ・ページの構成、申込項目、画面遷移の様子等を具体的に確認することができた。 【健康課】 ・ネット上で直接受診申込みができる自治体、メールのやり取りで間接的に受診申込みができる自治体等、様々なパターンがあることが分かった。	【環境保全課】 【健康課】 ・引き続き先行自治体から運営状況等を聞き取り、事例研究を行う。 また、個人情報と本人確認の仕組みについて、関連部署と連携して対策を検討する。	・他自治体の事例を研究し、課題を解決する方法を検討してほしい。
	率② 情報化による事務の効率化	業務システムの最適化	協働推進課	業務システムの更新に合わせ、事務の効率化、サービス提供の迅速化に資するシステムを選定・導入する。導入後も随時、最新のシステムや情報処理技術の動向について研究し、費用対効果も見据えながら導入を検討する。	事務の処理速度、正確性が向上し、業務の効率化が図られる。また、それに伴いサービスの質の向上が見込まれる。	調査・検討	調査・検討	実施	調査・検討	調査・検討	・新情報システム検討委員会において現行システムにおける課題等の洗い出しを進める。また、適宜デモ等を実施する。	・検討委員会を4回開催したほか、行政情報系システムについて職員アンケートを実施し、更新に向けた課題や問題点の洗い出しを行った。	・財務会計システム、認証・インフラについては現行システムをベースとすることで費用負担を抑えつつ必要かつ十分な機能を確保できることが確認できた。	・マイナンバーを利用した情報連携等の進捗状況を勘案しながら住民情報系システム（個人番号利用系システム）の選定を進める。	
	③ 市民と行政の情報の共有	市民との協働による広報紙づくり	協働推進課	広報モニターの活動支援を行う。 市民からの情報発信を行う。	市民目線で情報発信ができる広報紙とすることで、市からのお知らせだけでなく、身近な情報や新しい発見に触れることができるため、情報の共有化が進む。	実施	実施	実施	実施	実施	・「広報モニターさんのまちかどスナップ」を掲載し、ローカルな情報にもスポットをあてて紹介する。	・まちかどスナップでは12件の記事を掲載した。	・これまでの広報では紹介することのなかったローカルな情報を紹介することができ、より身近な情報を共有することができた。	・広報紙に投稿によって作るページを設け、市民の広報紙への関心や参加意欲を高める。	
		広聴活動の充実と的確な情報発信	協働推進課	市政モニター、市民の声、タウンミーティング等で広く意見を募集するほか、行政区等と意見交換会を実施するなど、積極的に要望や困りごとの把握に努める。 また、ホームページの充実やほっと情報メールの配信を行う。	市民が期待していること、知りたいと思っていることを的確に把握し、それに対する市の考え方や対応を多様な手段により積極的に公開・伝達していくことで情報の共有化が進む。	実施	実施	実施	実施	実施	・ホームページのリニューアルを行い、必要な情報を得やすくするとともに、トップページ等で効果的に情報を伝える。	・12月1日の市制記念日に合わせリニューアルを実施した。市政モニター会議(4回)、市民の声(207件)、いどばた広聴(2回)、タウンミーティング(2回)を行ったほか、区長等との意見交換を区ごとに実施した。(48回)	・ホームページリニューアルにより、迅速に情報発信及び収集ができるようになった。また、広聴活動を通じて市民や地域の現況を把握し、迅速な対応をすることができた。	・ホームページの機能をさらに活用して効果的な情報発信に努める。また、小学校区等でタウンミーティングを行い、これまで以上に積極的に地域の現状や課題の把握に努める。	
		民俗資料等のデータベース化と活用	生涯学習課	郷土資料室に所蔵する民俗資料のデータベース化を進め、それらの情報を活用しホームページ上で企画展を開催する。	郷土の歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育む。	検討	実施	実施	実施	実施	・岩倉民具研究会への委託により、郷土資料室に所蔵する民俗資料のデータベース化を進めるとともに、それらの情報を活用した企画展について先進的な事例を参考に検討を進める。	・平成28年度に生涯学習センターで開催した民俗資料企画展「暮らしの中のはかり展」を再構成し、データベースの情報を活用してホームページ上に掲載した。	・企画展示期間中に来場できなかった人にも、ホームページ上で常に関覧できる形に整備し、岩倉市が所蔵する民俗資料の知識習得の機会を提供した。	・先進的な事例の情報収集に努めるほか、平成29年度実施予定の企画展示についても、データベースの情報を活用し、ホームページ上で公開できるよう準備を進める。また、過去に開催した企画展示についても公開できるよう検討する。	・子どもたちが市への愛着心を持つことに寄与と思うので、岩倉市の歴史を紹介するような写真をホームページで公開していただきたい。

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成28年度の計画	平成28年度の実績 (実施内容)	平成28年度の実施効果	平成29年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32					
47	報(4)の情報共有への取組と市民との行政情報	④情報セキュリティの確保	セキュリティレベルの向上	協働推進課	最新のセキュリティ対策について、常に情報収集を行い、その時々に対応した高度なセキュリティレベルを確保する。 また、セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を継続的に実施し、セキュリティ意識の向上に努める。	セキュリティレベルが一定水準に保たれることにより、安心して情報やサービスの提供を受けることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・自治体情報システム強靱性向上モデルに沿ってネットワーク環境の整備を行う。 ・セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を実施する。	・自治体情報システム強靱性向上モデルに沿ってネットワーク環境の整備を行った。また、セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を実施した。	・情報漏えい等の問題を起こすことなく、安全を確保することができた。 ・LAN環境について、基幹系、行政系、インターネット系の3つのネットワークの分離とインターネット仮想化を行ったことにより、漏洩リスクを大幅に軽減することができた。	・あいち情報セキュリティクラウドに参加し、インターネット接続系のセキュリティ強化を図るとともに全ネットワークにおいて最適なセキュリティ環境を確保する。 また、研修や訓練を通じて職員一人ひとりのセキュリティ意識向上を図る。	
48	③質の高い行政経営の推進	①市民サービスの充実	消費生活相談体制の充実	商工農政課	平成29年度より設置する岩倉市消費生活センターについて、多様化する消費生活に関する相談や苦情など迅速かつ適切に対応するため、消費生活専門相談員を確保するとともに、研修などによる資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	消費生活センターの相談体制を充実させることで、消費者トラブルに対する迅速な対応が可能となり、市民が安全で安心して豊かな消費生活を送ることが見込まれる。		実施	実施	実施	実施				・開設した消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・専門性の高い相談にも対応するため、年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施する。	